

事務連絡
令和6年6月18日

各都道府県建設業協会
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人全国建設業協会
専務理事 山崎 篤男
〔公印省略〕

「令和6年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査」への協力依頼について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。また、平素より本会の活動に対して格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび国土交通省不動産・建設経済局建設業課より、別添のとおり標記特別調査の協力依頼がありました。本調査は、公正取引委員会が、昨年11月に内閣官房及び公正取引委員会で策定した「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の実施状況についてフォローアップするものであり、11万名の事業者及び令和5年度の特別調査において注意喚起文書を送付した8,175名の事業者に対して調査票を発送したとのことです。

つきましては、貴協会会員企業の皆様に対し、本調査へのご協力のご依頼方よろしくお願い申し上げます。その際、調査票が届いていない事業者であっても以下の公正取引委員会のウェブサイトより回答が可能である旨、併せて周知をお願いいたします。

(公正取引委員会ウェブサイト)

https://www.jftc.go.jp/partnership_package/tokubetsu/chosa.html

(担当：労働部 古田、菅原)

(別記) 事業者団体及び関係団体

令和6年6月11日
国土交通省不動産建設経済局建設業課

「令和6年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査」への
協力依頼について

転嫁対策の推進につきましては、日頃から格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

現時点で、令和6年の春季労使交渉の賃上げ率は33年ぶりの高い伸びとなっているものの、今後、賃上げの流れを一層波及させ、構造的な賃上げを実現するためには、特に我が国の雇用の7割を占める中小企業がその原資を確保できる取引環境を整備することが重要です。

昨年11月、内閣官房及び公正取引委員会は「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」(以下「本指針」という。)を策定しましたが、本指針をより実効的なものとするためには、発注者と受注者の双方が本指針に記載の「12の行動指針」に沿って対応することが重要です。

今般、公正取引委員会は、本指針の実施状況についてフォローアップするため、「令和6年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査」(以下「令和6年度特別調査」という。)を開始いたしました(別添参照)。

については、政府を挙げて高い回答率が求められる令和6年度特別調査に関して、貴団体から、会員企業等に対する調査への協力依頼について、御協力、御配慮をお願いいたします。この際、調査票が届いていない企業も、公正取引委員会のウェブサイトから回答できる旨、周知をお願いいたします。

https://www.jftc.go.jp/partnership_package/tokubetsu/chosa.html

(本件問い合わせ先)

公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課
優越的地位濫用未然防止対策調査室
電話 03-3581-1882(直通)

(別記)

全国管工事業協同組合連合会

(一社) 日本空調衛生工事業協会

(一社) 日本建設機械施工協会

(一社) 日本塗装工業会

(一社) 全国建設業協会

(一社) 日本左官業組合連合会

(一社) 日本サッシ協会

(一社) 日本電設工業協会

建設工業経営研究会

(一社) 海外建設協会

(一社) 日本道路建設業協会

(一社) 日本埋立浚渫協会

(一社) 鉄骨建設業協会

(一社) 日本建設組合連合

(一社) 全国中小建設業協会

(一社) 建設産業専門団体連合会

建設業労働災害防止協会

(一社) 情報通信エンジニアリング協会

(一社) 日本橋梁建設協会

(公社) 全国鉄筋工事業協会

(一社) プレハブ建築協会

(一社) 全国さく井協会

(一社) 日本鳶工業連合会

日本室内装飾事業協同組合連合会

(一社) 日本タイル煉瓦工事工業会

全日本板金工業組合連合会

(一社) 日本エレベーター協会

(一社) 情報通信設備協会

(一社) 全国建設産業協会

(一社) 全国クレーン建設業協会

(一社) 日本造園建設業協会

(一社) 日本冷凍空調設備工業連合会

(一社) 日本機械土工協会

(一社) 日本シャッター・ドア協会

(一社) 全国建設室内工事業協会

(一社) 日本橋梁・鋼構造物塗装技術協会

(一社) 建築開口部協会

(一社) プレストレスト・コンクリート建設業協会

全国建具組合連合会

(一社) 日本保温保冷工業協会

(一社) 全国基礎工事業団体連合会

全国建設業協同組合連合会
（一社）日本ウエルポイント協会
（一社）日本グラウト協会
（一社）日本建設躯体工事業団体連合会
（一社）日本海上起重技術協会
（一社）日本造園組合連合会
せんい強化セメント板協会
（一社）日本建設業経営協会
全国浚渫業協会
（一社）土地改良建設協会
（一社）全国防水工事業協会
（一社）日本基礎建設協会
（一社）全日本瓦工事業連盟
（一社）日本型枠工事業協会
（一社）全国ダクト工業団体連合会
日本外壁仕上業協同組合連合会
（一社）日本建築大工技能士会
（一社）四国空調衛生工事業協会
（一社）全国コンクリート圧送事業団体連合会
（一社）全国タイル業協会
（一社）日本厨房工業会
（一社）重仮設業協会
（一社）日本計装工業会
全日本電気工事業工業組合連合会
全国圧気技術協会
（公社）日本エクステリア建設業協会
（一社）全国道路標識・標示業協会
（一社）日本金属屋根協会
（一社）斜面防災対策技術協会
（一社）全国建設産業団体連合会
（一社）日本下水道施設業協会
（一社）日本内燃力発電設備協会
（一社）日本建築板金協会
消防施設工事協会
（一社）日本運動施設建設業協会
全国圧接業協同組合連合会
（一財）中小建設業住宅センター
全国マシック事業協同組合連合会
（一社）全国ポンプ・圧送船協会
全国板硝子工事協同組合連合会
（一社）日本屋外広告業団体連合会
（一社）日本家具産業振興会

(公社) 全国解体工事業団体連合会
(公社) 日本推進技術協会
日本建設インテリア事業協同組合連合会
(一社) 日本ウレタン断熱協会
(一社) 日本配管工事業団体連合会
(一社) ビルディング・オートメーション協会
(一社) 日本トンネル専門工事業協会
(一社) 日本アンカー協会
(一社) 日本ツーバイフォー建築協会
(一社) 日本木造住宅産業協会
(一社) 日本潜水協会
(一社) 全国特定法面保護協会
(一社) 日本在来工法住宅協会
ダイヤモンド工事業協同組合
(一社) 日本建設業連合会
(一社) フローリング協会
(一社) 全日本漁港建設協会
(一社) マンション計画修繕施工協会
(一社) プレストレスト・コンクリート工事業協会
(一社) 全国建行協
(一社) 樹脂舗装技術協会
(公財) 建設業適正取引推進機構
(一社) 送電線建設技術研究会
(一社) 日本発破・破碎協会
(一社) 全国中小建設工事業団体連合会
(一社) コンクリートパイル・ポール協会
全国建設労働組合総連合
(一社) JBN・全国工務店協会
(一社) 日本管路更生工法品質確保協会
(一社) 全国住宅産業地域活性化協議会
(一社) 日本築炉人材育成協会
(一社) 鉄骨現場溶接協会
全国サイディング事業協同組合連合会
(一社) 窓廻り装飾事業協会
日本住宅パネル工業協同組合
(一社) 日本建設あと施工アンカー協会
(一社) 全国建築測量協会

「令和6年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査」の調査票の発送
開始及び積極的な情報提供のお願いについて

令和6年6月7日
公正取引委員会

公正取引委員会は、取引の公正化をより一層推進する観点から、適切な価格転嫁が可能となる取引環境を整備するため、「令和6年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査」を実施することとし、令和6年5月30日から開始しました。

本件調査は、令和5年12月27日に公表した「独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に係るコスト上昇分の価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査の結果について」^(注)等を踏まえ、独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関して、事業者間の取引における価格転嫁の状況の把握や、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（令和5年11月29日内閣官房・公正取引委員会）の取組状況のフォローアップ、令和5年度の特別調査の結果を踏まえた事業者名の公表の対象となった事業者10名の価格転嫁円滑化の取組に関するフォローアップなどを内容とするものです。

また、本日、11万名の事業者に対して調査票を発送するとともに、令和5年度の特別調査において注意喚起文書を送付した8,175名の事業者に対しても調査票を発送し、その後の取組状況を確認することとしました。

本件調査は、調査票が届いていない事業者であっても回答できるよう、公正取引委員会のウェブサイト上に特設ページを開設しておりますので、事業者の皆様からの積極的な情報提供をお願いいたします。

(注) https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/dec/231227_tokubetucyosakekka.html

令和6年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査に係る特設ページ
https://www.jftc.go.jp/partnership_package/tokubetsu/chosa.html

今後、公正取引委員会は、今回の書面調査等の結果を踏まえ、発注者と受注者との間で協議を経ない取引価格の据置き等が疑われる事案について立入調査を実施します。そして、問題につながるおそれのある行為が認められた事案については、関係事業者に対し注意喚起文書を送付するなど必要な対応を採るとともに、令和6年内を目途に調査結果を取りまとめます。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課
優越的地位濫用未然防止対策調査室
電話 03-3581-1882（直通）
ホームページ <https://www.jftc.go.jp/>